明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
一
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたオランダ王国の記章を指定した件（経済産業二一七）
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたエクアドル共和国の監督用又は証明用の記号又は印章を指定した件（同二一八）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された経済協力開発機構の標章を指定した件（同二一九）
二
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際獣疫事務局の標章を指定した件（同二二〇）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された化学兵器の禁止のための機関の標章を指定した件（同二二一）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された常設仲裁裁判所の標章を指定した件（同二二二）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された湾岸アラブ諸国協力理事会の標章を指定した件（同二二三）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたイスラム協力機構の標章を指定した件（同二二四）
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州復興開発銀行の標章を指定した件（同二二五）
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
平成二十四事業年度財務諸表（独立行政法人国立女性教育会館・独立行政法人国立大学財務・経営センター・独立行政法人海技教育機構）、西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録取消し・記章紛失、型式適合認定関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

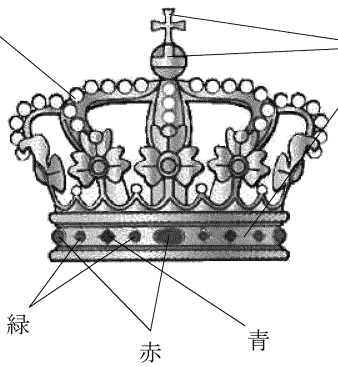
○経済産業省告示第二百十七号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたオランダ王国の記章を次のように指定したので、告示する。

平成二十五年十月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　金



○経済産業省告示第二百十八号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたエクアドル共和国の監督用又は証明用の記号又は印章を次のように指定したので、告示する。

平成二十五年十月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

一

